

第3期

東北町総合戦略 前期戦略



東 北 町

目 次

第 1 章 「第 3 期東北町総合戦略前期戦略」とは	1
1 総合戦略とは	1
2 なぜ戦略をつくるのか	1
3 戦略の位置づけ（総合振興計画との関係）は	2
第 2 章 戦略の基本事項	4
1 戦略の対象期間	4
2 戦略の基本視点	4
3 戦略の推進体制	5
4 戦略の検証・改善	5
5 戦略の構成	6
第 3 章 戦略の体系	7
1 国の総合戦略について	7
2 第 3 期東北町総合戦略前期戦略の体系	9
第 4 章 戦略の柱ごとの取組	10
1 子育てしやすく健康で幸せに暮らせる 生活環境の創生～豊かな生活環境～	10
2 稼ぐ力の高い産業と魅力ある職場の創生～強い経済～	16
3 人が訪れ、応援し、移り住むまちの創生 ～選ばれる東北町～	20
4 新時代のインフラ整備と連携・協働のまちづくり～未来への生活基盤～ .	23

第1章

「第3期東北町総合戦略前期戦略」とは

第1章

第2章

第3章

第4章

1 総合戦略とは

人口減少を抑制し、魅力と活力ある社会を維持するための取組を示した、総合振興計画に次ぐ重要な戦略。

総合戦略とは、全国的に人口減少が進む中、人口減少を抑制し、将来にわたって魅力と活力ある社会を維持していくためにどのようなことに取り組むかを示した戦略です。

総合戦略は、地方自治体（都道府県・市区町村）の最上位計画である総合振興計画に次いで重要なものとされており、ほとんどの地方自治体が策定しています。

2 なぜ戦略をつくるのか

人口減少が加速する中、本町の特性や近年の状況に即したさらなる人口減少対策を進めるため。

本町では、平成17年3月に合併して以来、2期にわたる総合戦略を策定し、人口減少の抑制に向けた取組を進めてきました。

しかし、本町の人口（国勢調査結果）は、令和2年で16,428人となっており、平成27年から令和2年の直近5年間の減少率はこれまでで最も大きく、減少が加速しています。

国においては、国全体の人口が減少していく中、令和7年度に、新たな「地方創生に関する総合戦略」を策定し、人口減少対策を強力に推進することとしています。

このような状況を踏まえ、本町の特性や近年の状況に即したさらなる人口減少対策を進めるため、「第3次東北町総合振興計画前期基本計画」に基づくとともに、国の動向等を踏まえ、「第3期東北町総合戦略前期戦略」を策定します。

3 戦略の位置づけ(総合振興計画との関係)は

「まちづくりの重点＝総合戦略」という視点に立ち、「第3次東北町総合振興計画前期基本計画」の『重点プロジェクト』を中心に、人口減少対策を強力に推進する戦略

本戦略は、本町の最上位計画である「第3次東北町総合振興計画基本構想」（令和8年度～令和17年度）及び「第3次東北町総合振興計画前期基本計画」（令和8年度～令和12年度）に基づき、人口減少の歯止めに向けた取組を推進するための戦略です。

青森県においても、「あおもり創生総合戦略」について、『引き続き、本県基本計画の人口減少対策に係るアクションプランとして位置付ける』としています。

本町においても、「第3次東北町総合振興計画基本構想」において、これからのまちづくりの全分野を通じた最重要課題を、「人口減少問題への対応」と設定し、これを前提としたまちづくりの基本姿勢や将来像、計画の体系と方針等を定めています。

さらに、「第3次東北町総合振興計画前期基本計画」において、人口減少問題への対応の視点、選択と集中の視点に立ち、前期5年間のまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組む『重点プロジェクト』を定めています。

こうしたことを踏まえ、本戦略は、「まちづくりの重点＝総合戦略」という視点に立ち、「第3次東北町総合振興計画前期基本計画」の『重点プロジェクト』を中心に、効果的な人口減少対策を強力に推進していくものとして策定しました。

総合戦略と総合振興計画との関係

第3次東北町総合振興計画前期基本計画

将来像

基本目標

施策項目

重点プロジェクト

たゆまぬ挑戦

さらなる創造

未来輝く東北町

1

未来に輝く人を育むと
うほくまち
【子育て・教育分野】

1-1 子育て支援
1-2 学校教育
1-3 社会教育
1-4 スポーツ
1-5 文化芸術・文化財

重点プロジェクト①

子ども健やかまちづ
くりプロジェクト

2

健康で幸せに暮ら
せとうほくまち
【保健・医療・福祉分野】

2-1 保健・医療
2-2 高齢者支援
2-3 障がい者支援
2-4 地域福祉
2-5 国民健康保険・国民年金

重点プロジェクト②

未来インフラ・環境共
生のまちづくりプロジ
ェクト

3

豊かで活気に満ち
たとうほくまち
【産業分野】

3-1 農林業
3-2 水産業
3-3 商工業
3-4 観光
3-5 雇用対策

重点プロジェクト③

産業活性化と魅力あ
る職場づくりプロジ
ェクト

4

安全・安心・快適
なとうほくまち
【生活環境分野】

4-1 消防・防災
4-2 交通安全・防犯
4-3 環境保全・エネルギー
4-4 一般廃棄物処理
4-5 上下水道
4-6 公園・緑化

重点プロジェクト④

健康・スポーツのまち
づくりプロジェクト

5

未来への基盤が整
ったとうほくまち
【生活基盤分野】

5-1 土地利用・市街地整備
5-2 道路・公共交通
5-3 住宅・宅地
5-4 移住・定住
5-5 デジタル化

重点プロジェクト⑤

東北町ファンと移住
者拡大プロジェクト

6

ともに生き、ともに
つくるとうほくまち
【共生・協働・行財政分野】

6-1 国際化、交流・連携
6-2 多様性社会
6-3 地域コミュニティ
6-4 町民参画・協働
6-5 行財政運営

重点プロジェクト⑥

ともにつくる連携・協
働体制強化プロジェク
ト

重点プロジェクト

第3期東北町総合戦略前期戦略

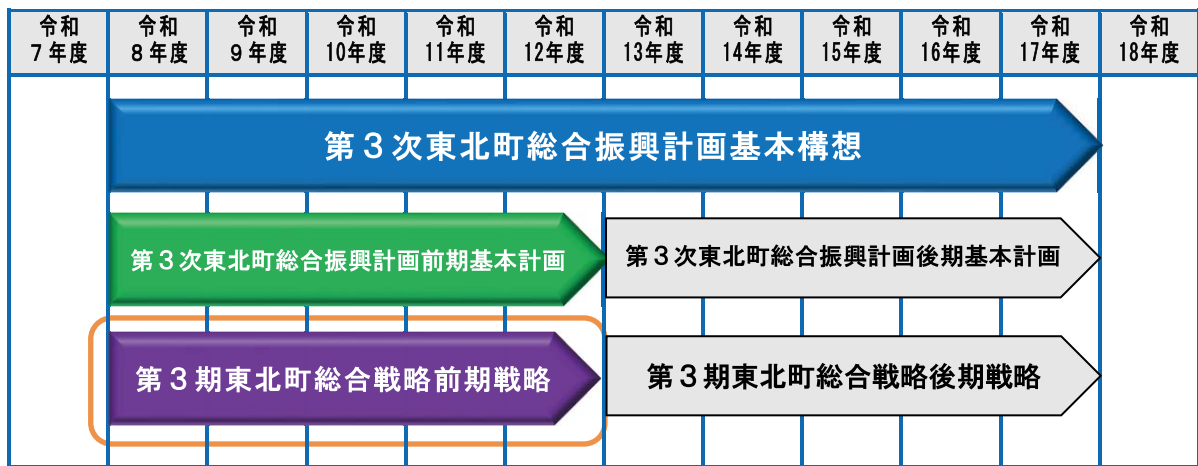
『重点プロジェクト』を中心に、効果的な人口減少
対策を強力に推進する戦略

第2章 戦略の基本事項

1 戦略の対象期間

本戦略の対象期間は、「第3次東北町総合振興計画前期基本計画」と同様に、令和8年度から令和12年度の5年間とします。

戦略の対象期間



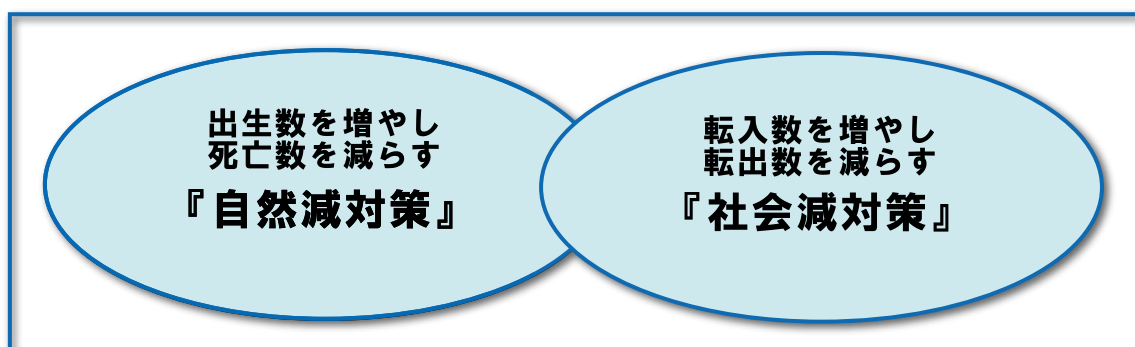
2 戦略の基本視点

人口増減の要因には、出生数と死亡数の差による「自然増減」と、転入数と転出数の差による「社会増減」の2つの側面があり、出生数が死亡数よりも少ない場合は「自然減」となり、転入数が転出数よりも少ない場合は「社会減」となります。

本町は、出生数の減少や、進学・就職等に伴う若者の町外流出などにより、「自然減」と「社会減」の両方が進行しています。

こうした状況を踏まえ、本戦略は、『自然減対策』と『社会減対策』を同時に推進する視点を基本とした戦略とします。

戦略の基本視点



3 戦略の推進体制

本戦略を効果的に推進するためには、行政はもとより、町民や町民団体、民間企業、経済団体、金融機関、大学・研究機関、関係市町村などの多様な主体が、それぞれの特性に応じた役割を積極的に果たしていくとともに、お互いに協力し合うことが重要です。

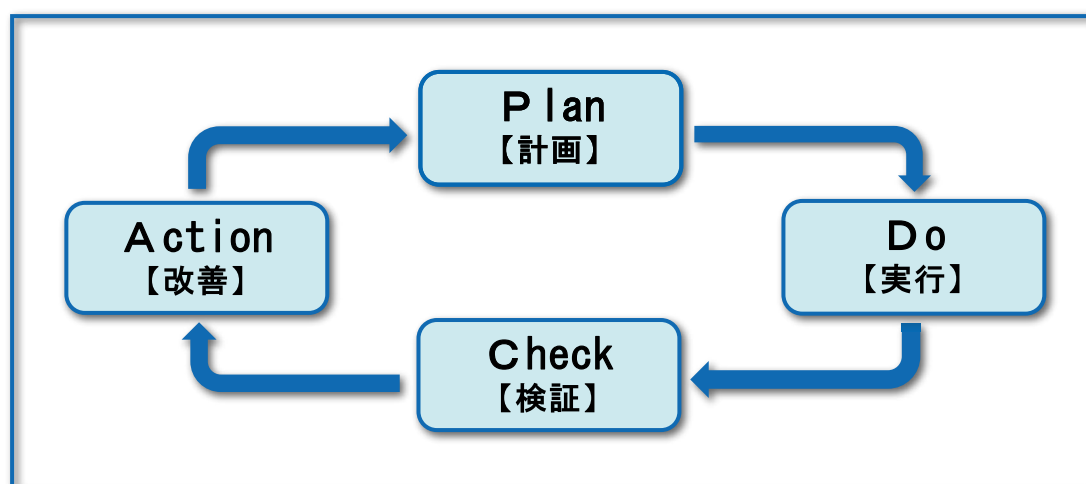
このため、情報発信等を積極的に行い、本町の人口に関する認識を各主体と共有するとともに、様々な取組における各主体との協働体制の強化を図ります。

4 戦略の検証・改善

本戦略では、「戦略の柱」の下に展開する「主な取組」ごとに「KPI※¹」を設定し、検証・改善を行う仕組みとして、PDCAサイクルを運用します。

このPDCAサイクルの運用により、また、社会・経済情勢の変化や町の財政状況等も十分に考慮しながら、必要に応じて本戦略の見直しを行います。

PDCAサイクル



※¹ Key Performance Indicator の略で、「重要業績評価指標」のこと。設定した目標に対し、どれだけ達成に近づいているかを定量的に測定・評価するための指標。

5 戦略の構成

本戦略の構成は、次のとおりとします。

戦略の構成

■「戦略の柱」

人口減少対策の柱となる「戦略の柱」を設定します。

■「基本方向」と「基本目標」

「戦略の柱」ごとに、基本的な方向性を示した「基本方向」と、代表的な数値目標である「基本目標」を設定します。

■「主な取組」

「基本方向」と「基本目標」に基づき、今後行う「主な取組」を設定します。

■「主要施策」と「KPI」、「主要事業」

「主な取組」ごとに、それを推進するための「主要施策」と具体的な数値目標である「KPI」、そして実際に実施する「主要事業」を示します。

第3章 戦略の体系

1 国の総合戦略について

わが国では、「まち・ひと・しごと創生法」の施行により、平成26年度に地方創生の取組が始まってから、およそ10年が経ちましたが、人口減少は依然として進行し、さらに加速する傾向にあります。

このような中、令和6年10月に、これまでの10年間の地方創生の取組（地方創生1.0）の成果と反省を踏まえ、今後10年間を見据えた「地方創生2.0」を起動させました。

その後、令和7年6月に、「地方創生2.0 基本構想」を決定し、同年11月には、新たな組織として、「地域未来戦略本部」を設置しました。

そして、同年12月に、国の新たな総合戦略として、「地方創生に関する総合戦略」を決定しました。

国は、地方自治体に対し、地方版総合戦略の検討・策定・改訂に努めることを求めており、本町においても、国の動向を踏まえつつ、町の特性に即した独自の取組を設定し、積極的に推進していくこととします。

国の「地方創生に関する総合戦略」の体系

【10年後に目指す姿】

- 若者・女性にも選ばれる地方をつくる
- 「強い」経済
 - 地域資源を活用した高付加価値型の地方経済をつくる
- 「豊かな」生活環境
 - 安心して暮らせる地方をつくる
- 「新しい日本・楽しい日本」
 - 都市と地方が互いに支え合い、一人一人が活躍できる社会をつくる
 - AI・デジタルなどの新技術が活用される地方をつくる

【3つの政策目標】

1 強い経済

自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込む地方経済

- 地域における高付加価値型産業創出
- 地域の人材力強化

2 豊かな生活環境

生きがいをもって働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、魅力と活力を創出する地方の生活環境

- 持続可能な生活インフラの実現
- 地域の暮らしの満足感向上

3 選ばれる地方

強い経済と豊かな生活環境の基盤の上に創り出される、若者や女性にも選ばれ、一人一人が幸せを実感でき、自己実現を図っていくことができる活力ある地方

- 魅力が感じられる地方の実現

2 第3期東北町総合戦略前期戦略の体系

総合振興計画の『重点プロジェクト』に基づくとともに、国の「地方創生に関する総合戦略」を踏まえ、本戦略の体系を次のとおり定めます。

第3期東北町総合戦略前期戦略の体系

【将来像】

たゆまぬ挑戦 さらなる創造 未来輝く東北町

町の強みを最大限生かしながら、子どもたちに寄り添い、
新たな価値を創造・発信し、みんなで挑戦するまちづくり

【4つの戦略の柱】

1 子育てしやすく健康で幸せに暮らせる生活環境の創生 ～豊かな生活環境～

【主な取組】

- 1-1 子ども健やかまちづくりプロジェクト （重点プロジェクト①）
- 1-2 健康・スポーツのまちづくりプロジェクト （重点プロジェクト④）

2 稼ぐ力の高い産業と魅力ある職場の創生 ～強い経済～

【主な取組】

- 2-1 産業活性化と魅力ある職場づくりプロジェクト （重点プロジェクト③）

3 人が訪れ、応援し、移り住むまちの創生 ～選ばれる東北町～

【主な取組】

- 3-1 東北町ファンと移住者拡大プロジェクト （重点プロジェクト⑤）

4 新時代のインフラ整備と連携・協働のまちづくり ～未来への生活基盤～

【主な取組】

- 4-1 未来インフラ・環境共生のまちづくりプロジェクト （重点プロジェクト②）
- 4-2 ともにつくる連携・協働体制強化プロジェクト （重点プロジェクト⑥）

第4章 戦略の柱ごとの取組

1 子育てしやすく健康で幸せに暮らせる生活環境の創生～豊かな生活環境～

【基本方向】

若者・女性にも選ばれる、子育てしやすく健康で幸せに安心して暮らせる生活環境をつくるため、重点プロジェクト①④により、子育て支援体制・子どもの教育体制の充実、保健・医療体制の整備とスポーツの振興に向けた取組を重点的に進めます。

【基本目標】

目標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
出生者数	人	70	75

【主な取組】

1-1 子ども健やかまちづくりプロジェクト — 子育て支援体制・子どもの教育体制の充実 —

【主要施策】（前期基本計画より）

■地域における子育て支援サービスの充実

- ① 本町における総合的な相談支援の拠点として、「こども家庭センター^{※2}」の設置及び段階的な機能強化を図ります。
- ② 子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供を行う地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブをはじめ、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ③ 多様化する保護者の保育ニーズを踏まえ、通常の保育はもとより、延長保育や一時保育、低年齢児保育等の保育サービスの充実を図るほか、「こども誰でも通園制度^{※3}」を実施します。

■母親と子どもの健康の確保・増進

母親と子どもの健康の確保・増進に向け、妊活・不妊に関するサポートをはじめ、妊産婦への訪問や健康診査の受診に関する支援、産後ケア、乳児家庭への全戸訪問など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない保健対策を推進します。

※2 すべての妊産婦、子育て世代、子どもへ包括的な支援を提供するための拠点。

※3 親が就労していなくても時間単位などで子どもを預けられるようにする通園制度。

■子育てに関する経済的支援の推進

子育てに関する保護者の経済的負担を軽減するため、高校生までの医療費の助成や子育て未来支援金及び出産・子育て応援給付金の給付、3歳未満児の保育料・3歳以上児の副食費の負担軽減など、各種の経済的支援を行います。

■親子で集まり遊べる場づくりの検討

子育て環境の充実したまちとしての特性をさらにのばし、多くの人々が集まるまちづくりを進めるため、町内外の子育て世帯が集まって一日遊ぶことができる公園や屋内型施設の整備、子育てイベントの開催等について検討していきます。

■支援を必要とする子ども・子育て家庭への支援

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援対策や子どもの貧困対策を推進します。

■結婚支援の推進

独身男女の結婚を支援するため、関係団体と協力し、交流会を開催するほか、県との連携や広域的連携のもと、婚活を支援する事業やその情報提供を行います。

■学校施設・設備の整備

- ① 安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、老朽化した学校施設の改修を計画的に進め、長寿命化を図ります。
- ② デジタル機器の計画的な更新をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

■「生きる力」の育成に向けた教育内容の充実

- ① 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、架け橋期^{※4}にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮したうえですべての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指します。
- ② 確かな学力の育成に向け、学力向上アクションプランに基づき、学力の的確な把握と調査結果の有効活用、家庭学習の支援、認定こども園・小学校・中学校の連携強化等を図ります。
- ③ 国際社会に貢献できる人財の育成に向け、A L T^{※5}の活用等により、英語教育や国際理解教育の充実を図るとともに、上北中学校・東北中学校の姉妹校である台北市立天母国民中学との国際交流を推進します。
- ④ デジタル社会で活躍できる人財や地球環境問題に対応できる人財の育成に向け、デジタル化に即した教育及び環境教育の充実を図るほか、社会的・職業的な自立を目指してキャリア教育^{※6}の充実を図ります。
- ⑤ 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育の充実、「子ども読書推進のまち」の宣言等を踏まえた読書活動の促進に努めるとともに、本町に戻り、本町をつくる人財を育てるため、郷土学習など郷土を愛する心を育む教育の充実を図ります。

※4 義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間。

※5 外国語指導助手。

※6 職業に関する知識や技能、進路を選択する能力を育てる教育。

- ⑥ 健やかな体の育成に向け、体力・運動能力の的確な把握と調査結果の有効活用、食育や体育・健康教育の充実、学校給食の充実を図ります。
- ⑦ 支援を必要とする児童・生徒が適切な教育支援を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。
- ⑧ 児童・生徒のインターネット利用による犯罪やトラブル、インターネット依存等の防止に向け、情報モラルに関する教育を推進します。
- ⑨ 教職員の指導力の向上に向け、研修・研究活動を支援するとともに、教職員の負担軽減に向け、デジタル技術の活用による授業及び業務効率の向上を図ります。

■心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、教育相談員による学校における日常的な相談の充実、スクールカウンセラー^{※7}やスクールソーシャルワーカー^{※8}の活用による専門的な相談・指導の充実に努めるとともに、教育相談室の周知と活用を促進します。

■地域との連携強化

- ① コミュニティ・スクール^{※9}の導入など、地域とともにある学校づくりに向けた取組を進めます。
- ② 地域における指導者や運営組織の確保等を進めながら、中学校部活動の地域展開（移行）を円滑に進めます。

■安全対策・通学対策の推進

- ① 防犯ブザーの提供や通学路の合同安全点検の実施などにより、登下校時の児童・生徒の安全対策の強化を図ります。
- ② 遠隔地の児童・生徒が安全・安心に通学できるよう、スクールバス運行の充実に努めます。

■学校教育に関する経済的支援の推進

学校教育に関する保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費や修学旅行費などに対する支援など、各種の経済的支援を行います。

※7 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※8 教育機関において福祉相談業務に従事する福祉職専門家。

※9 学校運営協議会制度。「地域とともにある学校」を目指し、学校と地域住民等が協力して学校の運営に取り組む仕組み。

【KPI】

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
子育て未来支援金支給件数	件	49	50
医療費の負担軽減（通院・入院）	—	乳幼児から 高校生まで	継続実施
給食費の負担軽減	—	小・中学校	継続実施
保育料の負担軽減	—	国による無償化 と併せ全年齢児	継続実施
妊産婦委託健康診査	—	妊婦14回分 産婦2回分	継続実施
乳児家庭全戸訪問事業実施率	%	100.0	100.0
1歳6か月児・3歳児健康診査受診率	%	100.0	100.0
婚活支援事業等の開催回数	回	1	5
学力向上と特別な支援を必要とする 児童・生徒への学校教育支援員配置率	%	100.0	100.0

【主要事業】

事業名等
子育て未来支援金支給事業
乳幼児から高校生までの医療費助成事業
学校給食費給付事業
保育料無償化事業
妊産婦への健康診査事業、相談支援事業
乳児家庭全戸訪問、相談支援事業
1歳6か月児・3歳児健康診査事業
結婚支援事業
学校教育支援員の配置事業

【主な取組】

1-2 健康・スポーツのまちづくりプロジェクト

ー 保健・医療体制の整備とスポーツの振興 ー

【主要施策】（前期基本計画より）

■保健事業推進体制の充実

- ① 実情に即した保健事業を総合的・計画的に進めるため、健康増進計画や自殺対策計画等の指針の評価・見直しを行います。
- ② 地域における健康づくりの担い手である保健協力員や食生活改善推進員の確保及び活動支援、健康づくり推進協議会及び献血推進協議会の組織体制の充実に努めます。

■健康管理意識の高揚

町民の健康管理意識やヘルスリテラシー※10を高めるため、健康に関心が低い人を含む幅広い世代を対象に、健康に関する広報・啓発活動や情報提供の推進、教室・講座・イベント開催の充実を図ります。

■健康増進計画「第3次あっぱれ東北21」に基づく健康づくりの推進

健康増進計画「第3次あっぱれ東北21」に基づき、「栄養・食生活」、「運動」、「歯・口腔」、「喫煙」、「飲酒」、「休養」、「がん」、「循環器疾患」、「糖尿病」、「COPD※11」、「骨粗鬆症」の各分野の健康目標の達成に向け、町民の自主的な取組を促進するとともに、これを支える社会環境の整備を進めます。

■自殺対策計画「第2次東北町いのち支える自殺対策計画」に基づく自殺予防の推進

自殺対策計画「第2次東北町いのち支える自殺対策計画」に基づき、こころの健康に関する正しい知識の普及やゲートキーパー※12の育成、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進をはじめとする自殺予防の取組を推進します。

■地域医療体制の維持・充実

- ① 身近な医療体制の維持・充実に向け、町内の医療機関との協力体制の充実に努めます。
- ② 公立七戸病院について、広域的連携のもと、医師の確保対策を進めながら、医療提供体制の確保に努めます。

■スポーツ団体等の活動支援

- ① 町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、スポーツ協会及びその加盟のスポーツ団体・スポーツ少年団等の活動支援に努めます。
- ② 多様化する町民ニーズに対応できるよう、スポーツ推進委員の確保と活動支援に努めます。

■多様なスポーツ活動の普及促進

- ① 町民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めるため、スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動の推進、多様なスポーツ情報の収集・提供に努めます。
- ② スポーツ推進委員やスポーツ協会、各種スポーツ団体などと連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容や運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。

※10 健康情報や医療情報を適切に利用し、活用する力。

※11 慢性閉塞性肺疾患。

※12 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

- ③ 町民のスポーツ振興及び競技力の維持・向上を図るため、選手や指導者の育成環境を充実させるとともに、広域的な大会への選手等の派遣を支援します。
- ④ 各地区におけるスポーツ活動の活発化に向け、地区単位でのスポーツ推進体制の充実を支援します。

■スポーツ施設の整備充実

南・北総合運動公園をはじめとする既存のスポーツ施設について、計画的な改修等を推進し、施設機能の維持・充実を図っていきます。

■スポーツ功労者等の表彰

本町のスポーツ振興に貢献した、あるいは各種大会で優秀な成績をおさめた個人及び団体に対する表彰を行い、さらなるスポーツ活動の振興及び活性化を図ります。

■「あおもり国スポ・障スポ」と連動した取組の推進

ソフトボール競技をはじめとするスポーツの普及・啓発、町一体となった開催・運営への協力など、「あおもり国スポ・障スポ」を契機とした、スポーツ振興と地域活性化につながる取組を行います。

【KPI】

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
特定健康診査受診率	%	(R5) 男 42.6 (R5) 女 48.1	男 60.0 女 60.0
特定保健指導実施率	%	(R5) 男 27.6 (R5) 女 32.7	男 60.0 女 60.0
自殺死亡率	—	(R4) 25.0	16.2
わかさぎマラソン大会参加者数	人	599	現状より増加
町民総合体育大会参加地区数	地区	11	現状より増加
地域スポーツ振興助成地区数	地区	10	15

【主要事業】

事業名等
特定健康診査事業、特定保健指導事業
各種健康教育・健康相談・保健指導事業
心の健康づくり（自殺予防対策）推進事業
わかさぎマラソン大会運営事業
町民総合体育大会運営事業
地域スポーツ振興助成事業

2 稼ぐ力の高い産業と魅力ある職場の創生 ～強い経済～

【基本方向】

稼ぐ力の高い持続可能な産業と、若者・女性も楽しく働ける魅力ある職場づくりを進めるため、『重点プロジェクト③』により、農水産業・商工業の振興と町民の地元雇用や町内事業所の「働き方改革」の促進に向けた取組を重点的に進めます。

【基本目標】

目標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
総所得金額	百万円	17,413	18,500

【主な取組】

2-1 産業活性化と魅力ある職場づくりプロジェクト ー 農水産業・商工業の振興と魅力ある職場の確保 ー

【主要施策】（前期基本計画より）

■地域農業を支える多様な担い手の育成・確保

- ① 関係機関と連携し、指導・支援体制の強化や「地域計画※¹³」に基づく担い手への農地の集約化等を進め、地域農業を支える認定農業者の育成・確保を図るとともに、集落営農や農業経営の法人化を促進します。
- ② 関係機関による各種支援制度の周知と活用促進、移住・定住施策との連動等により、新規就農者や農業後継者の掘り起こしと着実な就農の促進を図ります。
- ③ 家族一人ひとりがその能力を十分に発揮できるよう、家族経営協定の締結など、経営への参画や就農環境の向上に向けた取組を推進します。
- ④ 多様な担い手の確保に向け、関係機関と連携し、県外人材の受入体制の充実を促進するほか、企業の参入や農福連携の仕組みづくり等について検討していきます。

■農業生産基盤の充実

- ① 関係機関と連携し、農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の整備・改修、町営牧場の適切な利活用等を進めるとともに、整備された農業生産基盤を保全する地域ぐるみの共同活動への支援を行います。
- ② 鳥獣被害対策や遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携し、農地パトロールや適切な指導等に努めます。

※¹³ 令和4年度に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画（前身は「人・農地プラン」）。

- ③ 連作障害や土壌障害の防止に向け、完熟堆肥の利用促進や土壌診断結果に基づく効率のよい施肥設計の推進など、健康な土づくりを支援します。
- ④ 高温障害及び干害、鳥獣被害などの自然環境等の影響による農作物被害に対して、関係機関と連携し、農作物被害の低減に寄与する多角的な対策・取組を実施し、安定的な生産量の確保に努めます。

■農畜産物の生産性の向上・ブランド化の促進

関係機関と連携し、効率的な生産技術や関連施設の導入、スマート農業^{※14}の取組を支援し、野菜、米、畜産をはじめ各作目の生産コストの低減や生産性の向上を促し、一層のブランド化を促進します。

■特産品の開発と農畜産物の加工体制の充実

- ① 新たな特産品の開発に向け、地域特性や消費者ニーズ、気候変動等を踏まえた新作目や新品種の導入及び産地化を促進します。
- ② 農業の6次産業化^{※15}に向け、関係機関と連携し、農畜産物の加工体制の充実を促進し、既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品・郷土料理の開発を促進します。

■持続可能な農業の促進

国の「みどりの食料システム戦略」等に基づき、化学農薬・化学肥料の使用量低減、農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進等により、環境にやさしい持続可能な農業の展開を促進します。

■農畜産物の消費の拡大

道の駅「おがわら湖」などの産直施設や観光・商業施設の活用、学校給食との連携、スポーツイベントの活用等により、地産地消を促進するとともに、町ぐるみのPR・販売促進活動の強化、首都圏等へのトップセールスの展開、ふるさと納税の返礼品への活用など、多様な取組を推進し、町内外における消費の拡大に努めます。

■漁業経営の充実促進

漁業振興の中核的役割を担う漁業協同組合の運営支援を行うとともに、同組合と連携しながら、地域漁業を支える漁業経営体の育成・確保に努めます。

■漁業生産基盤の充実

- ① 安全かつ生産性の高い漁業が行えるよう、荷捌場や栈橋などの漁業関連施設の改修、湖底の耕うん等による漁場の整備に関する支援等を行い、漁業生産基盤の充実に努めます。
- ② 自然環境等の影響による水産資源への水害に対して、関係機関と連携し、多角的な対策・取組の実施による安定的な漁獲量の確保に努めます。

■漁業資源の維持・拡大に向けた取組の推進

- ① 乱獲の防止及び資源の保護に向け、漁業協同組合による禁漁区・禁漁期間の周知徹底を図ります。
- ② 漁業資源の維持・拡大に向け、漁業協同組合によるシジミ貝の種苗やウナギの幼魚等の放流に関する支援を行います。

※14 デジタル技術を活用し、超省力化や高品質生産等を行う農業。

※15 第1次産業が、生産だけでなくとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

■水産物の加工体制の充実

水産加工業の振興及び水産業の6次産業化に向け、関係機関・団体と連携し、水産物の加工体制の充実を促進し、既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品・郷土料理の開発を促します。

■水産物の消費の拡大

道の駅「おがわら湖」などの産直施設や観光・商業施設の活用、学校給食との連携、スポーツイベントの活用等により、地産地消を促進するとともに、町ぐるみのPR・販売促進活動の強化、首都圏等へのトップセールスの展開、ふるさと納税の返礼品への活用など、多様な取組を推進し、町内外における消費の拡大に努めます。

■商工会の運営支援

商工業の振興に向け、各種活動の一層の活発化を図るため、商工会の運営支援を行います。

■商工業事業所の継続・承継、新規創業の支援

商工業事業所の事業継続・事業承継や新規創業を促進するため、町の商業者経営支援や県との連携による「青森県・東北町連携融資制度」など、各種制度の周知と活用を促進します。

■駅前のにぎわいの創出に向けた取組の推進

青い森鉄道乙供駅及び上北町駅周辺のまちなかのにぎわいの創出に向け、駅前にぎわいパートナーとして登録された事業者や団体等が、駅前の公共空間で出店やイベント等を行う「駅前にぎわいパートナー事業」を実施します。

■企業誘致の推進

第1次産業のまちとしての特性・資源や恵まれた立地条件・交通条件など本町の優位性に関する情報発信を行いながら、関係機関と連携して効果的な企業誘致活動を展開し、優良企業の立地を促進します。

■町民の地元雇用の促進

- ① 青森労働局やハローワーク野辺地、町内事業所等と連携し、求人情報や職業相談・訓練・セミナー等に関する情報の提供を行います。
- ② 町内事業所に対し、雇用等に関する各種助成制度・奨励金の周知と活用を促し、町民の雇用を促進します。
- ③ 広域的連携のもと、野辺地地区雇用対策協議会による雇用の確保・拡大に向けた取組を推進します。

■町内事業所の働き方改革の促進

若者や女性にも選ばれる、働きやすく魅力ある職場環境づくりに向け、町内事業所に対し、多様で柔軟な働き方の実現をはじめとする「働き方改革」についての啓発活動・情報提供を行います。

【KPI】

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
認定農業者数（広域認定含む）	人	391	416
新規就農者数（累計）	人	17	現状より増加
家族経営協定締結数（延べ）	組	120	130
小川原湖漁獲高	百万円	446	現状より増加
年間商品販売額（卸売業・小売業）	百万円	(R3) 21,056	現状より増加
製造品出荷額等	百万円	(R4) 8,988	現状より増加
町内の従業者数	人	(R2) 5,520	現状より増加

【主要事業】

事業名等
経営所得安定対策等推進事業
新規就農者育成総合対策事業
家族経営協定事業
しじみ貝種苗生産事業
うなぎ稚魚放流事業
水産多面的機能発揮対策事業
商工会運営支援事業
商工業活性化事業
青森県・東北町連携融資事業
商業者等未来経営支援事業
駅前にぎわいパートナー事業

3 人が訪れ、応援し、移り住むまちの創生 ～選ばれる東北町～

【基本方向】

本町を訪れる人や本町にかかわり応援してくれる人などの東北町ファン、本町に移り住む人を増やすため、『重点プロジェクト⑤』により、観光機能の強化と関係人口の拡大、移住・定住の促進に向けた取組を重点的に進めます。

【基本目標】

目標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
観光来訪者数※16	千人	168	175

【主な取組】

3-1 東北町ファンと移住者拡大プロジェクト

— 観光機能の強化と関係人口の拡大、移住・定住の促進 —

【主要施策】（前期基本計画より）

■観光協会の運営支援

観光の振興に向けた各種活動の一層の活発化に向け、観光協会の運営支援を行います。

■既存観光資源の充実・活用

道の駅「おがわら湖」のグレードアップや小川原湖公園ふれあい村の施設・設備の改修をはじめ、既存観光施設の整備充実を図るほか、道の駅隣接の「しじみ一湯」、みどりの大地とロマンの森公園内にある「まなか」・スキー場などの町内スポットの活用や、日の本中央まつりや湖水まつり、日の本まなか市などの祭り・イベントの内容充実を進め、選ばれる観光地づくりを目指します。

■地域特性を生かした観光機能の強化

関係機関・団体や事業者等と協働し、農業・漁業体験や農泊※17の取組、農水産物を生かした特産品や郷土料理の開発・販売、スポーツツーリズム※18の展開など、特色ある第1次産業や恵まれたスポーツ環境などの地域特性を生かした観光機能の強化に努めます。

※16 観光目的で当該自治体に訪れた者の実人数（1人の観光来訪者が1回に当該自治体の複数の観光地点を訪れたとしても1人とカウントする）。

※17 農山漁村地域に宿泊し、地域資源を活用した食事や体験を楽しむ農山漁滞在型旅行。

※18 スポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及などを目指す新たな観光の取組。

■観光PR活動の強化

観光客の拡大に向け、ホームページやSNSをはじめとする様々な情報媒体・手段を活用し、観光PR活動の強化を図ります。

■広域観光体制の充実

広域的連携のもと、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進、JRや青い森鉄道とタイアップしたツアーの誘致など、地域一体となった観光振興施策を推進します。

■ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用し、地域の活性化と関係人口の拡大を図るため、寄附件数の増加に向けた取組を進めます。

■地域活性化支援制度等の活用

地域外の企業や人財が行う活動により、地域活性化を図るため、地域活性化起業人制度や地域おこし協力隊制度の活用を図ります。

■新たな住宅地の形成の検討

移住・定住の促進に向け、土地利用・市街地整備の検討等に合わせ、新たな住宅地の形成について検討していきます。

■移住・定住に関する相談体制の充実

移住・定住希望者からの相談に効果的に対応し、一貫した支援が行えるよう、移住コンシェルジュ等の移住・定住に特化した人財の確保や窓口の設置など、相談体制の強化を図ります。

■空き家バンクの充実

空き家の有効活用による移住・定住の促進に向け、空き家バンクの登録件数の増加に向けた一層の周知等を図るほか、登録物件を購入して本町に居住する人に対して支援を行います。

■住宅取得等に関する経済的支援の推進

- ① 住宅を建築または購入等により取得し、本町に居住する人に対して支援を行います。
- ② 町内に居住する新婚世帯を対象に、住宅の取得やリフォーム、賃借、引越に関する支援を行います。

■移住に関する経済的支援の推進

- ① 県外から転入し、本町に定住する意思がある人や、本町で起業や事業承継する人に対して支援を行います。
- ② 県と連携し、東京圏からの移住者で一定の要件を満たした移住者に対して支援を行います。

■戦略的な情報発信・プロモーション活動の推進

町の知名度やイメージを向上させ、移住・定住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやSNS、マスコミ、首都圏での移住イベントなど様々な情報媒体・機会を活用し、本町の魅力をはじめとする戦略的な情報発信・プロモーション活動^{※19}を推進します。

※19 認知度の向上やブランドイメージの構築などを目的に、商品やサービス（この場合は町）の魅力を伝え、売り込むこと。

【KPI】

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
観光客入込数※20	千人	238	283
観光消費額	百万円	437	568
宿泊施設平均稼働増加率	%	—	24.5
移住・定住促進新築住宅取得支援助成件数	件	—	20
移住支援助成件数	件	6	15

【主要事業】

事業名等
桜まつり事業
湖水まつり事業
秋まつり事業
日の本中央まつり事業
道の駅「おがわら湖」との連携事業
小川原湖ふれあい村整備事業
ゆるキャラ「しじみーる」を活用したPR事業
移住・定住促進新築住宅取得支援事業
移住支援事業
まちの情報発信（ホームページ・SNS）事業
ふるさと納税事業

※20 当該自治体の観光地点ごとの延べ入場者数の合計。

4 新時代のインフラ整備と連携・協働のまちづくり～未来への生活基盤～

【基本方向】

町全体の持続的発展を見据えたハード・ソフトの両面からの基盤整備を進めるため、『重点プロジェクト②・⑥』により、DXの推進と道路交通網の充実、防災力の強化と脱炭素化、小川原湖の環境保全、そして多くの主体との連携・協働体制の強化に向けた取組を重点的に進めます。

【基本目標】

目標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
社会増減数 (転入者数－転出者数)	人	▲73	0

【主な取組】

4－1 未来インフラ・環境共生のまちづくりプロジェクト

－ DXの推進と道路交通網の充実、防災力の強化と脱炭素化、小川原湖の環境保全の推進 －

【主要施策】（前期基本計画より）

■行政のデジタル化の推進

- ① 町民の利便性の向上に向け、行政手続のオンライン化や支払いのキャッシュレス化、書かない・待たせない窓口の整備を進めます。
- ② 行政機能の高度化・効率化に向け、AIやRPA※21等の導入を進めます。
- ③ デジタル社会に即した組織・機構、職場環境の整備に向け、職員の意識改革・人財育成や「働き方改革」の推進、テレワークの推進、オンライン会議の活用等を図ります。
- ④ サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐため、セキュリティ対策の強化を図ります。

■地域社会のデジタル化の推進

- ① 地域課題の解決や地域活性化、町民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、福祉分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を進めます。
- ② すべての町民がデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバインド※22対策を推進します。

※21 Robotic Process Automation の略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

※22 デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

- ③ 町民や事業者がデータを容易に利活用できるよう、データのオープン化を進めます。
- ④ 便利で公平・公正な社会づくりに向け、マイナンバーカードの普及及び利活用の促進に努めます。

■地域の情報通信基盤の充実

整備された光ファイバ網を有効に活用するため、適正な維持管理を行うとともに、「東北町テレビ」による情報提供の充実に努めます。

■高規格道路の整備促進

立地条件と交通の便の一層の向上、これに伴う町のさらなる発展に向け、下北半島縦貫道路の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

■国道・県道の整備促進

東北新幹線七戸十和田駅や上北自動車道、六ヶ所村等へのアクセスの向上に向け、国道394号、上北自動車道と県道8号線を結ぶ道路をはじめ、国道・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

■町道等の整備と維持管理

地域ミニ計画による地域の要望等を踏まえながら、町道及び橋梁の整備を計画的・効率的に推進するとともに、町民との協働のもと、適正管理、維持補修に努めます。

■冬期間の交通及び安全性の確保

冬期間の交通及び安全性の確保に向け、関係機関と連携し、デジタル技術を活用した除雪体制の充実や凍結防止対策・防雪対策の強化を進めます。

■公共交通の維持・充実

- ① 青い森鉄道の維持・存続に向け、沿線自治体で組織する青い森鉄道線利活用推進協議会の活動に合わせ、利活用に向けた多面的な取組を進めます。
- ② 町民の日常生活に欠かせない身近な交通手段として、路線バスの維持・確保、利便性向上に努めるとともに、町民バスの運行の充実に努めます。
- ③ 町民ニーズや交通事業者の意向を把握しながら、地域公共交通会議において、本町の公共交通のあり方についての協議や計画の策定を行い、その実現化に向けた取組を段階的に進めます。

■常備消防の充実

中部上北広域事業組合による常備消防の一層の充実に向け、職員の資質の向上や施設・装備の整備充実を進めるとともに、隣接の消防本部との広域的連携や共同利用の取組を図ります。

■消防団の維持・充実

消防団の維持・充実に向け、広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する町民の理解と協力を求めながら、団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上等を進めます。

■消防施設・装備の整備充実

老朽化や能力不足等の状況に応じ、消火栓の修理・新設や消防屯所・消防車両の更新、消防資機材の整備など、各種消防施設・装備の整備充実を計画的に推進します。

■総合的な防災体制の確立

- ① 災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるため、地域防災計画や国土強靱化地域計画をはじめ、各種防災関連計画・マニュアル・ハザードマップ※23の見直しを適宜行います。
- ② 防災行政用無線やぼうさいメール、「東北町テレビ」等の活用による災害時の情報伝達体制の強化・多重化をはじめ、高齢者や障がい者など避難に支援を要する町民の支援体制の充実、備蓄品の更新、避難路・避難場所の充実及び周知徹底、さらには他自治体や民間企業・団体との協力体制の維持・充実を図ります。

■防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

町民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に向け、広報・啓発活動の推進や防火・防災訓練の実施を図るとともに、防災士の養成や自主防災組織の育成及び活動支援に努めます。

■治山・治水対策の促進

災害の未然防止に向け、危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関と連携し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

■原子力防災対策の推進

県地域防災計画及び町地域防災計画・原子力防災マニュアルに基づき、これまでの原子力関連事故を教訓に、町民の安全確保と環境保全のための適切な原子力防災対策を推進します。

■武力攻撃等の緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、平時からの備えや事態発生時の即応体制の維持・充実などに関する取組を推進します。

■地球温暖化対策の推進

- ① 行政が率先して温室効果ガスの排出削減を行うため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等に基づき、職員の省エネ行動の徹底や公共施設の更新時等の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置、照明のLED化、公用车への低公害車の導入等を進めます。
- ② 町（区域）全体での温室効果ガスの排出削減に向け、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、町民・事業者の省エネ行動の促進や一般住宅における太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置支援をはじめ、町全体で取組を促進します。

■公害等環境問題への対応と環境美化の推進

- ① 事業所における騒音・悪臭・振動や一般家庭等における野焼き等の環境問題について、関係機関と連携し、適切な調査や指導等を行い、未然防止に努めます。

※23 想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したもの。

- ② 航空自衛隊等の航空機より生じる騒音等に対し、関係機関と連携し、防音対策を進めます。
- ③ 六ヶ所村の原子燃料サイクル施設について、隣接自治体として、町民や職員の知識を深める取組を行うとともに、環境管理体制の強化を強く要請していきます。
- ④ 美しく快適な居住環境づくりに向け、地域住民によるごみ拾い・清掃などの環境美化活動を促進します。

■「小川原湖プロジェクト」の推進

小川原湖の水質改善等を進め、よりよい状態で次世代に引き継いでいくため、町民や関係機関・団体等と協働し、湖内環境の改善や清掃、生活・産業排水対策、販路開拓・PR、資源管理・回復、学習・啓発、調査・研究をテーマとした幅広い取組を進めます。

■環境保全に関する啓発・教育の推進

町民の環境保全意識の高揚と実践活動の促進に向け、「デコ活^{※24}」に関する広報・啓発活動を推進するほか、学校教育や社会教育などを通じ、環境教育・学習を推進します。

※24 CO2を減らす脱炭素化（デカーボナイズーション）と環境によいこと（エコ）を組み合わせた言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のこと。

【KPI】

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
行政手続き等のオンライン化数	手続	32	50
各種証明書のコンビニエンスストア 交付件数	件	1,884	4,000
町道改良率	%	66.6	68.0
町道舗装率	%	61.5	63.0
町民バスの運行路線数	路線	8	8
消火栓設置基数	基	508	513
消防団員の充足率	%	75.4	83.3
自主防災組織の組織数	組織	2	10
庁舎における温室効果ガス排出量	t	(R5) 3,731	現状より減少
東北町の温室効果ガス排出量（正味排出量）	t	(R4) 98,654	78,452

【主要事業】

事業名等
情報通信基盤（光ファイバ網）を活用した『東北町テレビ』による情報提供事業
行政手続き等オンライン化推進事業
各種証明書コンビニエンスストア交付事業
道路新設改良事業
町民バス・買い物バス運行事業
消火栓新設・改修事業
地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）推進事業
小川原湖プロジェクト推進事業
再生可能エネルギー設備導入支援事業

【主な取組】

4-2 ともにつくる連携・協働体制強化プロジェクト

— 多様な主体との連携・協働体制の強化 —

【主要施策】（前期基本計画より）

■国際交流の推進

- ① 小川原湖交流センター「宝湖館」を活用し、町内や近隣自治体に住む外国人との交流を推進します。
- ② 国際交流活動の中心となる民間団体の発掘や育成を行い、町民主導の交流体制づくりを進めます。
- ③ 国際感覚あふれる人財の育成や国際化に対応したまちづくりを進展させ、国際交流の取組を推進します。

■多文化共生のまちづくりの推進

外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、役場窓口や観光関連施設における外国人への対応の充実に努めるほか、多言語による町政情報・生活情報の提供や外国語併記の案内板の設置などについて検討していきます。

■多様な主体との交流・連携の推進

地域活性化や町民サービスの向上、関係人口の拡大に向け、大学や民間企業、関東東北町会をはじめとする多様な主体との交流・連携を推進します。

■参画・協働に関する意識の醸成

町民の参画・協働意識の醸成、実践活動の促進に向け、様々な情報媒体を活用し、参画・協働の重要性や実際の協働事例等に関する啓発活動・情報提供を推進します。

■広報・広聴機能の強化と情報の公開

- ① 広報紙をはじめ、ホームページやSNS、「東北町テレビ」等による広報機能の強化を図ります。
- ② 町民の声（広報紙）や問い合わせ（ホームページ）、まちづくりへのアイデア・意見募集（SNS）、意見箱、とうほくまちづくりミーティング（ミニ座談会）等による広聴機能の強化を図るほか、デジタル技術等を活用した新たな広聴機能の導入について検討・推進します。
- ③ 町民参画による開かれた町政を推進するため、情報公開条例に基づき、必要な情報を適正に公開します。

■多様な分野における町民参画・協働の促進

- ① 文化行事やイベントの企画・開催への町民や町民団体の参画・協働を促進します。
- ② アンケート調査の実施や審議会等の開催、パブリックコメント^{※25}の実施等を通じ、町の各種計画の策定・実施・評価・見直しへの町民や町民団体の参画・協働を促進します。

※25 ホームページ等を活用し、広く公（パブリック）に意見や情報、改善案など（コメント）を求める手続き。

■町民主体のまちづくりの支援

町民団体や有志の会、町内会等が行う、地域活性化や地域課題の解決につながる自主的な取組にかかる費用の助成を行います。

■広域連携の推進

- ① 定住のために必要な生活機能を広域的に確保して地域活性化を図るため、上十三・十和田湖広域定住自立圏における連携事業を推進します。
- ② 効率的な行財政運営の推進に向け、中部上北広域事業組合による事業運営の効率化に向けた取組を進めます。

【K P I】

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
国際交流関連事業の開催回数	回	2	現状より増加
民間・各種機関との連携協定団体数	団体	29	現状より増加
S N Sの登録者数	人	2,978	6,000
ホームページ閲覧アクセス件数	件	664,375	1,170,000
上十三・十和田湖広域定住自立圏連携事業数	事業	27	現状より増加

【主要事業】

事業名等
姉妹校（台湾）との交流事業
友好交流都市（台湾）との交流事業
連携協定締結団体との連携事業
S N S等を活用したまちの情報発信による関係人口等創出事業
まちづくりミーティング事業
地域づくり支援助成事業
上十三・十和田湖広域定住自立圏連携事業



東北町



第3期 東北町総合戦略前期戦略

発行／東北町

〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目 32-484
TEL : 0176-56-3111(代表) FAX : 0176-56-3110
URL : <https://www.town.tohoku.lg.jp/>